

入札説明書 (郵便入札方式)

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）及び本件物品調達契約に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、福島県が発注する物品調達契約に関し、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

なお、本件は入札書を郵送する郵便入札方式により行うものとする。

1 発注者（契約権者） 福島県知事 内堀 雅雄

2 入札に付する事項

公告に示すとおり。

なお、買入れをする物品の仕様等については、別紙仕様書のとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。

なお、参加資格制限期間中の者は、請負契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請けを行うことは認められていない。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記 3 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第 3 号様式。以下「資格確認申請書」という。）に次の（ア）及び（イ）に掲げる書類等を添付し、令和 7 年 1 月 15 日（月）午後 5 時までに下記 5 の（1）に示す場所に提出し、当該資格の確認を受けること。

当該資格の確認結果については、条件付一般競争入札参加資格確認通知書（第 4 号様式）により別途通知する。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、入札に参加できないので、十分に注意すること。

（ア）納入しようとする物品の構成及び定価に関する資料（様式任意（参考様式 1））

（イ）確約書（様式任意（参考様式 2））

5 入札書の提出期限等

（1）資格確認申請書の提出期限及び提出場所

令和 7 年 1 月 15 日（月）午後 5 時 福島県出納局入札用度課（県庁西庁舎 3 階）

なお、申請書類は郵送を可とする。

（2）入札書及びその添付書類の提出期限

令和 7 年 1 月 22 日（月）午後 5 時郵便必着 福島県出納局入札用度課

（3）開札の日時及び場所

令和 7 年 1 月 23 日（火）午後 1 時 30 分 福島県出納局入札用度課（県庁西庁舎 3 階・入札

室)

6 入札書の提出方法

- (1) 入札書は、指定の入札書（第6号様式）に必要とする事項を記載し、上記5の(2)で指定する日時までに郵送すること。

また、入札者の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載すること。

- (2) 入札書を郵送（書留郵便（簡易書留可）に限る。）する際は、二重封筒とし、**入札書を中封筒に密封のうえ**、当該中封筒及び外封筒に次のア、イに掲げた事項を記載し、期限必着となるように送付すること。

ア 氏名（法人にあっては、商号又は名称）

イ [12月23日 開札「件名：警察用船舶 1隻」の入札書在中]

なお、電報、電送その他の方法による入札は認めない。

- (3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の**100分の10**に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の**110分の100**に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名を記載すること。押印を省略する場合にのみ余白に「本件責任者名及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

7 入札保証金

財務規則第249条第1項第4号の規定に基づき入札保証金は免除する。

8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5の(3)で指定する日時及び場所で行う。

- (2) 開札は、入札執行事務に關係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

- (3) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札に付すことができるものとし、再度入札の方法については別途通知する。

なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

- (4) 初回入札が無効（ただし、下記12の(2)～(4)に該当する場合を除く）となった者は、再度入札に参加できないものとする。

9 入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を期限まで提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

- (1) 入札者は、入札説明書及び仕様書を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第1号様式）により入札説明書に関する部分については出納局入札用度課に、仕様書に

関する部分については警察本部地域企画課（電話 024-522-2151（内線 3553）、ファクシミリ 024-521-6480、メール fp-tiiki_anzen@police.pref.fukushima.jp）に令和 7 年 1 月 9 日（火）午後 5 時までに説明を求めることができる。

県は、入札説明書等に関する回答書（第 2 号様式）にて、福島県出納局入札用度課ホームページに掲載する方法により回答する。

- (2) 入札書は郵送により、指定の日時まで確実に到着しなければならない。
- (3) 入札者は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不正の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めことがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めことがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 上記 3 の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者又は担当者」の氏名及び連絡先の記載がない入札も含む）
- (3) 金額を訂正した入札
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (5) 同一人が同一事項に対して 2 通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (6) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (7) その他、この入札説明書等において示す入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

13 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

ただし、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定を適用する必要があると認めるとときは、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とすることがある。

- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が 2 人以上あるときは、「別記 2」により、入札書に記載したくじ番号で落札者を定める
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がない場合は、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約をすることができる。
- (4) 入札結果については、すみやかに入札参加者に対し電話等により連絡する。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第 169 条第 1 項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第 229 条第 1 項各号（別記 1）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第 228 条、第 231 条及び第 233 条に定めるところによる。

15 契約の締結

- (1) 落札者は、発注者が交付する購入契約書（以下「契約書」という。）に記名押印又は電子署名し、落札決定の日から 10 日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第 234 条第 5 項の規定により両者が契約書に記名押印又は電子署名したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。
- (4) 落札者の決定後、契約が確定するまでの間において、当該落札者が公告に掲げる入札に参加する者に必要な資格に関する事項のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

16 契約条項 購入契約書（案）及び財務規則による。

17 電子契約による契約締結の意向確認

本契約案件は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができる。

落札者は、電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載のうえ、入札用度課 (nyusatsu_youdo@pref.fukushima.lg.jp) 宛に電子メールにより提出すること。（※電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約とする。）なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照すること。
(電子契約サービスのページ／
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html>)

18 異議の申し立て

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項及び仕様書等について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

19 当該契約に関する事務を担当する課 上記 5 の(1)と同じ。

福島県財務規則（抜粋）

別記1（契約保証金の減免）

第229条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第2項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去2年間に官公署（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 隨意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれないと認められるとき。
- (6) 1件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) から(11)まで (略)
- (12) 1件の契約金額が500万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第1号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- (13) から(18)まで (略)

別記2

入札におけるくじ

条件付一般競争入札の開札の結果、落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上ある場合は、「くじ」により落札者を決定する。

1 入札書の「くじの数」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値（000～999）を記入する。

なお、記入がない場合は、有資格者コードの下3桁の数値が記載されたものとみなす。

2 くじの手順

- (1) 有資格者コードの小さい順にくじ番号（0、1、2・・・）を付与する。
- (2) 同額入札の入札書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を入札書の数で除算し、余りを算出する。
- (3) 上記(2)の計算結果による余りと一致した上記(1)のくじ番号の入札参加者を落札者とする。

【例】入札参加者3名が同額入札の場合

1 有資格者コード順にくじ番号を付与する。

A社 (有資格者コード 000212003)・・・・くじ番号 1

B社 (有資格者コード 100033645)・・・・くじ番号 2

C社 (有資格者コード 000003025)・・・・くじ番号 0

2 くじの数の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを算定する。

A社 (くじの数 123) 合計 ($123 + 072 + 452 = 647$)

B社 (くじの数 072)

C社 (くじの数 452) 余り ($647 \div 3 = 215 \cdots \text{余り } 2$)

3 落札者の決定

落札者は、余りの2と一致するくじ番号であるB社となる。

購入契約書(案)

品目及び数量 警察用船舶 1隻

契約金額 7 —
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)

円)

納入期限 令和9年3月31日
(分納期間)

納入場所及び納入方法 翁島港マリーナ及び発注者の指示による。

契約保証金

上記物品を購入するについて発注者「福島県」を甲とし、受注者「」を乙として次の条項に定めるところにより契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、頭書の契約金額をもって頭書の期限内に頭書の物品を頭書の場所に納入しなければならない。

2 乙は、甲が指示したときは、頭書の期限内に当該物品を分納することができる。

(納入の通知)

第2条 乙は、甲の指定した場所に物品を納入したときは、ただちに納品書によりその旨を甲に通知しなければならない。

(検査及び引渡し)

第3条 甲は、納入の通知を受けた日から10日以内に乙に立会を求めて物品の検査を行ない、当該検査に合格したものについてはその引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、甲は、乙に受領書を交付する。

2 乙が前項の検査に立ち会わないときは、甲は、乙の欠席のまま検査をすることができる。

3 甲は、検査をしたときは、すみやかにその結果を書面により乙に通知するものとする。

(不合格品の引取り又は取替え等)

第4条 甲が検査の結果不合格と認めた物品については、乙は、自己の費用をもって引取り、かつ、納入期限内又は甲の指定する期日までに取替えをし、又は補充をしなければならない。当該取替え又は補充後の物品にかかる納入及び検査については、前2条の規定を準用する。

(所有権の移転)

第5条 物品の所有権は、甲が検査の結果合格と認め、その引渡しを受けた時に、乙から甲に移るものとする。

2 所有権の移転前に生じた物品の滅失、き損、減量その他一切の損害は、特約のある場合を除くほか、すべて乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第6条 甲は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しない場合は、その物品の引渡しを受けた後1年内に限り、乙に対して物品の修補、代品の引渡し、不足分の引渡し若しくは代金の減額のいずれか、又は物品の修補、代品の引渡し若しくは不足分の引渡し及び代金の減額を請求することができ、乙はこれに応じるものとする。

(有償延期及び遅延利息)

第7条 乙の責めに帰すべき事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品の納入の完了の見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に納期の延長を申し出なければならない。

- 2 前項の場合において、期限後相当の期日内に納入が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として納入期限を延長することができる。
- 3 甲は、前項の規定により納入期限を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに当該納入期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。
- 4 第2項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ、納入未済相当額に年2.5%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる）とする。

- 5 前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。

(天災地変、不可抗力等による無償延期等)

第8条 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品を納入することができないときは、乙は甲に対し、すみやかにその事由を詳記して、納入期限の延長又は契約の一部変更若しくは解除の申出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は第11条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

(代金の支払)

第9条 甲は、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に完納物品の代金を支払うものとする。

- 2 前項の支払請求書は、第3条第3項の規定による検査に合格した旨の通知を得た後でなければ、提出することができない。
- 3 分納の期日を定めたものについて、当該期日内に当該分納部分が納入されたときは、完納とみなして前2項の規定を準用する。

(甲の解除権)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙が納期内に物品の持込みを終わらないとき。
- 二 乙が納期内に明らかに物品を納入することができないと認められるとき。
- 三 乙が解除を申し出たとき。
- 四 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
- 五 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- へ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 六 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年福島県公安委員会規則第 5 号）第 4 条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

- 第 11 条** 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の 10 分の 1 を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。
- 一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
 - 二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第 7 条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第 1 項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年 2.5% の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（契約の変更等）

- 第 12 条** 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

- 第 13 条** 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（談合による損害賠償）

- 第 14 条** 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（遅延利息等の相殺）

第 15 条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを物品の代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

（契約外の事項）

第 16 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

（紛争の解決方法）

第 17 条 前条に規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

（書面契約による場合）

上記の契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

（電子契約による場合）

上記の契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 12 条の 4 の 2 に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和　年　月　日

甲 住 所 福島県福島市杉妻町 2 番 16 号
氏 名 福 島 県 印
代表者 福島県知事 内堀 雅雄

乙 住 所

氏 名

仕様書

第1 総則

1 目的

本仕様書は、福島県警察本部が購入する8メートル型警察用船舶（以下「本艇」という。）の仕様について定めることを目的とする。

2 品名及び数量

警察用船舶 1隻

3 用途

本艇は、警察用船舶として水上警察活動（平水区域又は限定沿海の航行を想定）を任務として使用するものである。

4 一般原則

契約業者は、本艇の使用目的を考慮し、本仕様に従って十分な配慮のもとに善良な注意をもって納入しなければならない。

5 適用規格

- (1) 日本工業規格 (JIS)
- (2) 船舶安全法
- (3) 船舶安全法施行規則
- (4) 小型船舶の登録等に関する法律
- (5) 日本小型船舶検査機構検査事務規程細則
- (6) その他関係法令及び規格

6 指定品

メーカー：ヤマハ発動機株式会社

型番：YFR-24EX FSR F200

第2 船体部

1 船質・船型

FRP製・V型

2 航行区域

限定沿海

3 主要寸法

項目	寸法
全長（主機関を含む）	7.00メートル以上～8.00メートル未満
全幅（防舷帯を除く）	2.60メートル以下
全深さ	1.70メートル以下

4 重量

完成質量 2,500キログラム以下

5 定員

8名以上

6 主機関

(1) 推進方式

船外機、船内外機又は船内機（ガソリン又は軽油）

(2) 最大出力

200馬力以上

(3) 燃料満載量

200リットル以上

7 計器類

メーター機器の表示できる情報は、次のとおりとする。

(1) エンジン回転数表示

(2) スピード表示

(3) アワーメーター表示

(4) 燃料表示

(5) 冷却水温度表示

(6) バッテリー電圧表示

(7) トリム角度表示

(8) エンジン異常警告表示

8 主要装備

(1) 散光式警光灯

ステンレス製ブラケットを台座として、操舵室天蓋に散光式警光灯を取り付ける。

散光式警光灯は、パトライト社製AXS-M1M型（赤色）とする。

散光式警光灯には、50ワットスピーカー1個が内蔵されているものとする。

(2) サイレンアンプ

ブラケットを使用して、操舵室にサイレンアンプを埋込取り付ける。

サイレンアンプは、パトライト社製SAP-520PB-Bとする。

(3) マイク及びマイクハンガー

操舵室にマイク及びマイクハンガーを取り付ける。

マイク及びマイクハンガーは、パトライト社製SDM-08Aとする。

(4) GPSカラー魚探プロッター

操舵室にGPSカラー魚探プロッターを取り付ける。

GPSカラー魚探プロッターは、ガーミン社製STRIKER Vivid9svとする。

また、必要に応じて適宜の箇所に振動子及びヘディングセンサーを取り付ける。

9 船体工事及び艤装

(1) 使用材料

艤装金物及び固定用ボルト類は、耐食性材質のものとする。

なお、鋼材を使用する際は、耐食メッキを施すこと。

(2) 電気工事

電線、スイッチ類及びその他の配線器材は優良な製品を用いるほか、配線工事にあたっては防水性を考慮すること。

(3) 操舵室

操舵室前部に操縦台等必要な計器類を取り付ける。

操縦台では、主機関の始動、停止、回転調整及び前後進クラッチ操作が行えること。

操舵室内には、法定備品等を十分に収納できる収納スペースを設け、必要により収納棚を設ける。出入口ドアは、施錠装置付きとする。

(4) 曳航及び係留設備

曳航及び係留設備は、次のとおりとし、各取付用品は強度及び大きさが十分で、かつ、船体への固定は完全なものであること。

配置箇所	種類	数量	備考
船首部（中央）	クロスピット	1 個	
船首部（両舷）	クリート	各 1 個	
船側部（両舷）	クリート	各 1 個	
船尾部（両舷）	クリート	各 1 個	

(5) 付属品

別紙 1 の用品を取り付ける。

(6) その他

船体の必要箇所には、浮環掛け、爪竿掛け、旗竿受台等必要な属具類の固定装置を取り付ける。

第3 船体の塗装及び標示

1 船体の塗装

船体は白色とする。

なお、塗装は必要な清掃、素地調整及び下地塗装を行った後、仕上げ塗装を行うこと。

2 標示

(1) 船首両舷

船名及び別に指示する識別標識を標示する。

船名、識別標識の順に両舷とも左横書きとし、船名と識別標識の間は1文字分空けて標示すること。

船名は、文字色は黒色、文字の大きさは船体サイズに見合う大きさとし、縦及び横の長さは同一とする。字間は各文字の横の長さの10分の1以上とすること。

識別標識は、漢字、数字の順に標示し、文字色は黒色、文字の大きさは船体サイズに見合う大きさとし、漢字は縦及び横の長さを同一とする。数字は縦の長さを漢字と同一とし、横は縦の3分の2とすること。字間は各文字の長さの10分の1以上とすること。

(2) 船体上部

上空から視認可能な適当な箇所に識別標識を表示する。

識別標識は、漢字、数字の順に表示し、文字色は黒色、文字の大きさは船体サイズに見合う大きさとする。

識別標識は、漢字、数字の順に標示し、文字色は黒色、文字の大きさは船体サイズに見合う大きさとし、漢字は縦及び横の長さを同一とする。数字は縦の長さを漢字と同一とし、横は縦の3分の2とすること。字間は各文字の長さの10分の1以上とすること。

(3) 船尾両舷

福島県警察及びPOLICEを標示する。

福島県警察及びPOLICEは、両舷とも左横書きで標示し、文字色は黒色、文字の大きさは船体サイズに見合う大きさとする。また、字間は横の長さの10分の1以上とすること。

(4) 救命胴衣

前面に福島県警察を、背面にPOLICEを標示する。

福島県警察は、左横書き又は縦書きで標示し、文字色は黒色、文字の大きさは救命胴衣サイズに見合う大きさとする。

(5) 救命浮環

福島県警察を標示する。

福島県警察は、環に沿って左横書きで標示し、文字色は黒色、文字の大きさは救命浮環サイズに見合う大きさとする。

(6) その他

字体はゴシック体とし、太字で標示する。

標示は、耐候性を有した塗装又は貼り付けステッカーによるものとする。

標示の概要を図面に示し、事前に当警察本部の承認を受けること。

第4 備品及び予備品

別紙2の用品を備え付ける。

第5 その他

1 納入期限

令和9年3月31日

2 納入場所

翁島港マリーナ（福島県耶麻郡猪苗代町翁沢上前田4）

3 納入物品

納入物品は、新品であること。

4 経費

経費には、本艇の搬入、進水、試運転、調整、法定検査等にかかる費用等一切の経費を含めること。

5 納品

契約業者は、本艇にかかる一切の手続きを終了した上で、当警察本部に納品すること。

6 検査

契約業者は、本艇を引き渡すときは、当警察本部が指名する職員の検査を受けること。

7 図書

契約業者は、本艇の艤装に係る図面等を事前に当警察本部に提出し、承認を受けること。

また、納入後1か月以内に完成図書（完成した本艇の写真（停泊時の前面、後面、両側面及び航走時の両側面）各2枚を含む。）2組を適当な紙箱又はファイル等に収納し、当警察本部に提出すること。

8 操作説明会

契約業者は納入後、使用予定者に対する操作説明会を無償で実施すること。
実施日時については、別途調整する。

9 付記

本仕様書について疑義若しくは記載事項と異なる用品の搭載又は工事の施工等がある場合は、当警察本部の指示又は承認を受けること。

また、契約業者は、本仕様書に関する一切について、関係者以外に漏らして

はならない。

別紙1

付属品

No.	品目	数量	備考
1	ロープロッカー (標準装備品)	1式	バウ
2	バウレール (ヤマハE3XW08300000)	1式	バウ
3	サイドボックス (ヤマハGW3W08290000)	1式	バウ
4	三方ローラー (ニッコー機材社Q8TNKK001027)	1式	バウ
5	クロスビット (標準装備品)	1式	バウ
6	クリート (標準装備品)	1式	バウ
7	クリート(ヤマハGX7-W0839-00)	1式	ミッドシップ
8	フロントウィンドウ (標準装備品)	1式	ブリッジ
9	サイドウィンドウ (標準装備品)	1式	ブリッジ
10	スライドウィンドウ (工場オプション)	1式	ブリッジ
11	ワイパー (標準装備品)	1式	ブリッジ
12	ウインドウォッシャー (標準装備品)	1式	ブリッジ
13	キャビンドア (標準装備品)	1式	ブリッジ
14	ハンドレール (標準装備品)	1式	ブリッジ
15	停泊灯マスト (ヤマハ純正オプション)	1式	ブリッジ
16	カディエAINテーク (ヤマハ純正オプション)	1式	ブリッジ
17	スターンロッカー (標準装備品)	1式	スター
18	ストームレール (標準装備品)	1式	スター
19	クリート(標準装備品)	1式	スター
20	サイドボックス (標準装備品)	1式	スター
21	トランサムラダー (ヤマハE2NW08330000)	1式	スター
22	ステアリングホイール (標準装備品)	1式	キャビン
23	油圧ステアリング (標準装備品)	1式	キャビン
24	ドライバーズシート (標準装備品)	1式	キャビン
25	ドリンクホルダー (標準装備品)	1式	キャビン
26	ハンドレール (標準装備品)	1式	キャビン
27	アクセサリーソケット (DC12V) (標準装備品)	1式	キャビン
28	スカイライトハッチ(ヤマハ純正オプション)	1式	キャビン
29	マルチファンクションディスプレイ (用品オプション)	1式	キャビン
30	コンパス(シルバQ3RNOL010006)	1式	キャビン
31	ルームライト(三信船舶電具Q8T-KAZ-016-007)	1式	キャビン
32	ルームライト(三信船舶電具Q8T-KAZ-016-007)	1式	カディ
33	第4種汽笛 (DC12V) (ノボル電機SG-122 24V 55390)	1式	その他

No.	品目	数量	備考
34	サーチライト (LED、DC12V、200,000cd以上) (三信船舶電具Q8T-SNS-G00-019)	1式	その他
35	デッキライト (LED、DC12V、2,000lm以上 (リガーマリンQ8T-REG-020-098)	1式	その他
36	予備バッテリー (パナソニックQX2-NDS-001-007)	必要数	その他

別紙2

備品

No.	品目	数量	備考
1	係船ロープ（12φ×10m）（ヤマハ90890-44251）	2本	
2	係船ロープ（12φ×30m）（ヤマハ90890-44250）	1本	
3	アンカー（10kg）（ヤマハ908904301200）	1個	
4	アンカーロープ（12φ×40m）（ヤマハ908904424500）	1本	
5	救命胴衣（タイプA、橙色）（ヤマハQ1R-TOB-013-001）	定員分	
6	救命浮環（救命索付き）（東洋物産Q4RT0BG00001）	1式	
7	小型船舶用粉末消火器（取付金具付き）（初田製作所Q8RB0KG00006）	1式	
8	布バケツ（ロープ付き）（東洋物産Q8RT0BG00002）	1個	
9	黒球（東洋物産Q8RT0BG00003）	2個	
10	小型船舶用信号紅炎（国際化工Q5RK0KG00008）	1式	
11	停泊灯（第二種、白色、LED）（小糸製作所A00W08112000）	1式	
12	第三種舷灯又は第二種両色灯（各灯LED）（小糸製作所MLB-5AB2）	1式	
13	紅灯（小型船舶用、コード5m以上付き）（小糸製作所Q8RKIT001008）	1式	
14	レーダーリフレクター（トーテックスQ8R-TOB-010-001）	1個	
15	救命胴衣（タイプA、水感知膨張式、ベストタイプ、青色）（ヤマハQR1-TQK-YMV-S31）	5個	
16	双眼鏡（倍率7倍以上、防水仕様）（プラスチモQ3R-KAZ-001）	1個	
17	旗竿（ステンレス製）（Levemolo B0CL5K69RY）	1本	
18	爪竿（プラスチモQ8T-KAZ-G00-060）	1本	
19	エアーフェンダー（150φ×0.64m、ロープ付き）（ポリフォームQ6R-YSK-003-001）	6個	
20	予備ロープ（12φ×200m）（ヤマハQR7-YSK-000-038）	1本	
21	船外機カバー（ヤマハ90790-83106）	1式	
22	ウインドカバー（トメックス14506）	1式	
23	工具（ドライバー、レンチ、プライヤー、プラグレンチ等）（標準装備品）	1式	
24	ハンディライト（LED、DC12V、1,500lm以上、防水仕様）（プラスチモQ8T-KAZ-020-004）	1式	
25	船台（納入業者で制作）	1台	
26	搭載品一覧表（標準装備品）	1式	
27	取扱説明書（標準装備品）	1式	

